

## 6月16日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 滝沢幸映君  | 8番議員 | 星哲夫君   |
| 2 "  | 中嶋登君   | 9 "  | 玉川清史君  |
| 3 "  | 塚田舞君   | 10 " | 山城峻一君  |
| 4 "  | 松本みゆき君 | 11 " | 柘津明子君  |
| 5 "  | 水出康成君  | 12 " | 大日向進也君 |
| 6 "  | 宮入健誠君  | 13 " | 朝倉国勝君  |
| 7 "  | 中村忠靖君  | 14 " | 大森茂彦君  |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |          |        |
|----------|--------|
| 町 長      | 山村弘君   |
| 副 町 長    | 臼井洋一君  |
| 教 育 長    | 清水守君   |
| 総 務 課 長  | 関貞巳君   |
| 企画政策課長   | 伊達博巳君  |
| 会計管理者    | 大橋勉君   |
| 住民環境課長   | 山下昌律君  |
| 福祉健康課長   | 鳴海聡子君  |
| 商工農林課長   | 竹内祐一君  |
| 建設課長     | 堀内弘達君  |
| 教育文化課長   | 長崎麻子君  |
| 収納対策推進幹  | 細田美香君  |
| まち創生推進室長 | 小河原秀昭君 |
| 総務課長補佐   | 瀬下幸二君  |
| 総務係長     | 宮嶋和博君  |
| 総務課長補佐   | 宮下佑耶君  |
| 財政係長     | 竹内優子君  |
| 企画政策課長補佐 | 橋本直紀君  |
| 企画調整係長   |        |
| 保健センター所長 |        |
| 子ども支援室長  |        |
4. 職務のため出席した者
- |        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 北村一朗君  |
| 議会書記   | 柳澤ひろみ君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| (1) イベントによる町の活性化について    | 松 本 みゆき 議員 |
| (2) 小中学校給食費の無償化についてほか   | 水 出 康 成 議員 |
| (3) いきいきと働ける環境づくりについてほか | 塚 田 舞 議員   |
| (4) 国道18号バイパスの建設についてほか  | 宮 入 健 誠 議員 |
| (5) 災害時のペット同行避難についてほか   | 中 村 忠 靖 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（滝沢君）** 最初に、4番 松本みゆきさんの質問を許します。

**4番（松本さん）** おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。初めに、質問の機会をいただけたことの感謝を申し上げます。ありがとうございます。

私は、大好きな坂城町のために何とか恩返しができればと思い、立候補した次第です。これから町の活性化につながる政策を打ち出していけるよう、町民の皆様の声を聞き、町政に届けていきたいと思っております。そして、本日は初めての一般質問のため、不慣れなこともございますが、何とぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

さて、私が坂城町に来て13年がたちました。坂城町で生活する中で気づいたことがたくさんあります。その中でも工業、農業ともに一丸となって活性化につなげている町だと感じています。そして、商業も坂城町の強みにならないかと感じました。かつては商業が盛んだったときの話を町民の方から拝聴しました。

そこで、今後さらに商業も共に発展していくためには、新たな試みとして発信の力が必要だと思っております。特に坂城町の魅力を町内外へ伝えていくためには、きっかけとなる地元の伝統文化や特産品をPRする多様なイベントを年々さらに磨いていく必要があると思っております。そして、町民の皆様の声を聞き、町理事者の皆様、職員の皆様、議員の皆様と取り組んでいく所存でございます。

新型コロナが5類に移行となり、イベントも以前と同じようにできるようになりました。先日、私も参加いたしました坂城駅前葡萄酒祭で、県外の方とお話をする機会があり、こんなすてきな町はほかにない、移住も考えていると、うれしいお言葉をいただきました。そして、ばら祭りでは、新しい試みとして、坂城高校と筑波大学のプロジェクトによる坂城バズらせ計画の一つ、ベルアーチの除幕式があり、インスタグラムを使用したコンテストを行い、来場者がばら祭りのすばらしい瞬間を捉えた写真やビデオを投稿することで集客を増やすすばらしい方法ですし、すばらしいアイデアでした。このように、様々なチャレンジをしていくことが坂城町のPRと活性化につながっていくと思います。

それでは、質問に移ります。

イとして、坂城町夏の一大イベントである坂城どんどん開催についてお聞きします。

1点目として、今年の坂城どんどんについて、イベントやおどり流しの内容についてお聞きします。

2点目として、4年ぶりの開催となる坂城どんどんですが、企画にあたって考慮した点がありますでしょうか。

3点目として、多くの方々に参加していただきたいと思っておりますが、どのような広報活動を展開していく予定でしょうか。そして、ばら祭り、坂城駅前葡萄酒祭が大盛況に終わりましたが、坂城町が活性化していくにはイベント開催が重要だと思います。

そこで、ロとして、今後のイベントについてお尋ねいたします。

坂城町を盛り上げるために、地域全体でPRや集客を図り、坂城の魅力を様々な方々に伝える絶好の機会となるイベントの開催は大事だと考えます。今後、予定しているイベントはありますでしょうか。以上、質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま、松本議員さんから1として、イベントによる町の活性化について、イ、ロとご質問がありました。今日2日目は、6人の新人の皆さんの5人が集中してデビューされるということで、大変期待しております。よろしく申し上げます。星さんは明日と、明日の最後ということでございます。

さて、松本議員さんからイベントによる町の活性化についてのご質問をいただきました。私からは、ロの今後のイベントについてお答え申し上げまして、イの坂城どんどんに関するご質問は担当課長から詳しく答弁させますが、たまたま、昨日、坂城どんどんの実行委員会の打合せが役場講堂でありまして、4年ぶりに約100名ぐらいの各部門の代表の方にお集まりいただきまして、種々議論いたしました。そこで正式に8月5日ですね、2時からスタートということで決まりましたし、4年前の坂城どんどん以上に盛り上げようということを議論していただきました。

また、ご質問の中で、4年前におどり流しをやったけれども、やり方を忘れちゃったけれど

もどうすればいいかという話がありました。上田ケーブルビジョンさんが、おどり流しについてのビデオを作って、それを7月からといたしましたかね、放送するし、また坂城町のホームページにもアップするという話がありました。

それに加えて、ビデオだけじゃなかなかわかりにくいと思いますので、後で課長が言うかどうかわかりませんが、実際にリアルで、どこかで講習会みたいなものをしていただければなというふうに思っております。

さて、近年のイベント開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、開催中止を余儀なくされたイベントもたくさんございました。また、開催された場合でも、参加人数の制限や、マスクの着用、検温、手洗い、手指消毒、会場の換気、ソーシャルディスタンスの確保など、様々な制限を設ける中で実施してきたところであります。

こうした中で、5月8日からは新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行されたということで、そうした制限についても緩和の方向とされたところであります。この5類への移行によりまして、基本的感染対策について政府から一律に対応を求められることがなくなり、感染対策の実施については個人と事業者の判断が基本となったことで、全国的にも様々なイベントがコロナ禍以前のように開催されるようになってきたところであります。

これを受けまして、町といたしましても、時々の感染状況を注視しつつも、様々なイベントを開催していく中で、町の魅力を広く発信してまいりたいと考えているところであります。

ここ最近におけるイベント開催の状況を申し上げますと、5月14日には町の体育館、文化センターを会場に第1回さかきつずフェスタが開催されました。当日は、今年3月に大規模改修が完了しました町の体育館で、幼稚園児や小中学生、高校生などの皆さんによるステージ発表が行われたほか、文化センターでは、五寸釘ナイフやエコ万華鏡作り、バルーンアートなどのワークショップが行われました。また、駐車場にはフードコーナーが立ち並び、多くの親子連れでにぎわったところであります。

また、5月28日には、坂城駅前多目的広場を会場に坂城駅前葡萄酒祭2023が開催され、4年前の前回は上回る約2,800名の方が来場されました。来場された皆さんは、町内外のワイナリーをはじめとしたお酒や食べ物など37店舗の自慢の味に舌鼓を打ちながら、坂城中学校の吹奏楽部や当町出身のアーティストによるコンサートも楽しんでいただき、本当に大盛況の1日となりました。

また、5月27日から6月11日までは、さかき千曲川バラ公園において、第18回ばら祭りが開催されました。途中、台風の影響などもありまして、4年ぶりの開催でありましたけれども、それでもご来場いただいたのは2万5千人もの方にご来園いただいたところであります。

今年もボランティア団体の薔薇人（バラード）の会の皆さんに多大なご協力をいただきまして、330品種、2,300株以上のバラが咲き誇り、会場ではマジックショーやコンサート、

ダンスなどのイベントや、バラの育て方相談を実施したほか、町のオリジナルローズ、さかきの輝（かがやき）の鉢植えやバラの苗木、町の特産品の販売やキッチンカーの出店もされました。

また、先ほどもお話がありましたけれども、初めての試みとしまして、バラ公園での写真をSNSに投稿していただいた方に景品をプレゼントするSNS投稿キャンペーンを行い、色とりどりのバラや、新たに設置したベルアーチなど園内の風景写真が数多く投稿され、ばら祭りのPRとともに、ばら祭りをさらに盛り上げることができたものと考えております。

ご質問の今後のイベントについてであります。まず、先ほど申し上げました8月5日土曜日には、第46回坂城どんどんの開催を予定しております。

また、9月1日金曜日には、テクノさかき工業団地組合による第29回団地まつりが、テクノさかき駅前で開催されております。この団地まつりは、工業団地内企業の福利厚生事業の一環として行われ、コロナ禍以前にはコンサートや花火大会など大勢の町民の皆様にご好評をいただくなど、地元のお祭りとして定着しているところであります。

今後、組合の会員企業による団地まつり運営委員会におきまして、開催方法や内容等詳細について協議され、準備を進めていく方針とお聞きしているところであります。

同じく9月には、さかき地場産直売所「あいさい」におきましてブドウ直売市も計画されており、町内のブドウ生産者の皆さんが丹精込めて育てたシャインマスカットやナガノパープル、巨峰などが販売される予定であります。

続く10月には、町文化祭に合わせて、町老人福祉センター駐車場において町商工会による第18回ふーど市が計画されており、町内商業店舗等の自慢の逸品が販売される予定とのことであります。

また、10月下旬には、169系電車の静態保存10周年記念イベントが予定されているほか、千曲川ワインバレー特区連絡協議会参加市町村の連携による広域ワインイベントの開催も検討されているところであります。

11月には、町の特産品であるねぎみ大根の収穫時期を迎えることから、大根収穫会場と「あいさい」の2会場において、恒例のねぎみ大根まつりの開催を計画しております。ねぎみ大根は、晩秋を彩る伝統野菜であり、名物のおしぼりうどんの素材としても、その「あまもっくら」とした味は、町を代表する味覚の一つとされております。収穫体験や「あいさい」において、旬のねぎみ大根を大勢の皆様にご堪能いただき、ねぎみ大根と町のPRにつなげてまいりたいと考えております。

また、年末の12月には、ライフ・ステージエコー2023が坂城テクノセンターで開催される予定であります。毎年すばらしい演奏や歌声に包まれるステージとなっておりますので、今年も楽しみにしていただきたいと考えているところであります。

そのほかにも、鉄の展示館において、現在、「第13回新作日本刀・刀職技術展覧会」を8月27日まで開催しており、9月2日から11月19日までは「第16回お守り刀展」が開催される予定であります。また、11月21日から来年2月4日までは「魅惑の備前刀展」が開催されるほか、2月7日から3月24日までは「坂城のお雛さま」の開催を予定しております。

町が生んだ重要無形文化財保持者、人間国宝の故宮入行平刀匠の作品やその伝統を受け継ぐ宮入一門の作品など名刀の数々を展示し、日本刀の魅力とたくみの技の集大成である刀剣美術を、より多くの方にご観覧いただきたいと思っております。

来年度におきましては、公益財団法人さかきテクノセンターによる「さかきモノづくり展2024」が予定されておりますので、今後、開催方法等について検討してまいります。

以上、申し上げましたとおり、今後様々なイベントを予定しているところであります。いずれのイベントにつきましても、町内外の多くの皆様にお越しいただけるよう、様々な宣伝媒体を活用しながら、各イベントの周知とともに、町の魅力を発信してまいりたいと考えております。

**商工農林課長（竹内君）** 私からは、イの坂城どんどんについてのご質問にお答えをいたします。

夏の風物詩として、毎年大勢の皆さんに楽しんでいただいている町民まつり坂城どんどんは、今年で第46回目を迎える伝統あるお祭りであります。

しかし、近年は新型コロナウイルスの影響により、中止や開催方法の変更を余儀なくされ、昼の部のメインステージでの発表や、こども広場などのイベント、夜の部のおどり流しなどといった通常の開催ができず、大変残念でありました。

近年の状況を申し上げますと、令和2年度はお祭り自体を中止としましたが、町内事業者の売上げの向上と消費喚起、また、地域の皆さんを元気づけるため、株式会社まちづくり坂城が「チア・アップ！さかき2020！」を町と町商工会との共催により開催し、夜にはテクノさかき工業団地組合の協賛により、疫病・コロナ退散、五穀豊穡などの願いを込めた花火の打ち上げを行いました。

令和3年度は、おどり流しやこども広場などを行う形でのお祭りは中止とし、新型コロナウイルス感染症の終息を願い、町民の皆様を活気づけるとともに、夏の思い出に残る楽しいひとときを過ごしていただけるよう花火の打ち上げを行いました。

令和4年度につきましては、町民まつり実行委員会の皆様のご意見などをいただく中で、感染症対策を講じた上で開催することを決定し、準備を進めておりましたが、開催直前になって県内において新規感染者が急増し、町内においても新規感染が連日多数発生したことから、やむなく昼の部を中止とし、夜に花火の打ち上げのみを行ったところであります。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが5類に移行されましたので、今年度

の坂城どんどんは、コロナ禍前のような通常通りのお祭り形式により盛大に開催したいと考えております。

ご質問のありました今年度の計画であります。まず、開催期日・場所につきましては、5月18日に開催した町民まつり企画委員会において、8月5日土曜日に横町・立町通りで開催することが決定されました。

イベントやおどり流しなどの内容につきましては、昨日開催した町民まつり実行委員会においてご協議いただき、決定したところであります。まず、午後2時から開始する昼の部でございますが、メインステージにおいて、子どもたちによるダンスや吹奏楽などの発表のほか特別ゲストによるステージライブを行い、横町通りでは、ミニSLや風船プレゼント、ちびっこ遊具などのこども広場を開設するほか、ねずこんとの記念撮影、ふれあいフリーマーケットなどを行います。

また、八十二銀行坂城支店駐車場をお借りして、町商工会によるビアガーデンや模擬店、子どもたちが参加できるゲームコーナーなど、子どもから大人までが楽しめる空間を演出します。

けやき横丁駐車場では、テナント入居者による露店や休憩スペースとして活用するとともに、169系電車では、クールシェアスポットとして開放し、涼しい車内で休憩していただけるよう計画しております。

続いて夜の部でございますが、メインステージでは千曲川坂城陣太鼓の皆さんによる勇壮な太鼓演奏を行っていただき、坂城神輿会によるみこしの練り歩きの後、恒例のおどり流しを行います。

おどり流しには、毎年約40連、1,400人ほどの方にご参加いただいております。正調の部とパフォーマンスの部にエントリーいただいた各連により、息を合わせた踊りが披露されています。町民の皆さんには、お祭りが最高潮に盛り上がるおどり流しにぜひご参加いただき、夏の夜のひと時を大勢の皆さんと一緒に楽しむことができると考えております。

次に、4年ぶりの開催にあたって考慮した点でございますが、より大勢の方にご来場いただけるよう、子どもや若者に人気があり、著名なタレントであるまなまるさんを特別ゲストにお招きする予定であります。

まなまるさんは長野県出身で、ピアノ活動と並行してタレントとしても精力的に活動され、全国ネットのテレビ番組に出演されているほか、ラジオ、ネット番組、雑誌、広告など幅広く活躍されています。特に、有名アニメキャラクターの歌物まねが各SNSで反響を呼んでおり、お祭り当日は、誰もが楽しめるステージパフォーマンスをご披露いただけるものと考えております。

また、おどり流しにつきましては、近年、参加連が減少傾向となっておりますので、一つの連の基準人数を令和元年度までは20人以上としておりましたが、より参加しやすくなるよ

う、今年は基準人数を10人以上に変更しました。各連の規模は小さくなる可能性があります。少人数でも参加が可能となるため、より大勢の皆さんにご参加いただけるものと期待しているところであります。

また、先ほど町長からの答弁にもありましたが、昨日の実行委員会において、4年ぶりの開催となることから、おどり流しへの参加にあたっては、踊りの指導をいただけないかというご意見をいただいたところでございます。町ホームページに踊りの映像を掲載するほか、大勢の皆さんにおどり流しにご参加いただき、楽しんでいただけるよう、様々な形で踊りを思い起こしていただけるよう対応してまいりたいと考えております。そのほかにも、昨年度、鉄の展示館西側に新たに整備した駐車場も活用するなど、坂城駅前中心市街地の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、大勢の方々にご参加いただくための広報の方法でございますが、「広報さかき」、防災行政無線、「さかきまちすぐメール」、町ホームページ、ステキさかき観光協会ホームページ、町公式ツイッターなどにおいて情報発信を行い、7月下旬頃にはお祭りの詳細を掲載した新聞折り込みチラシを配布いたします。

また、町内各所にポスターを設置するほか、坂城駅前に横幕看板を掲げ、町循環バスの車内にもポスターを掲示するなど、町中でお祭りの雰囲気醸成してまいります。また、様々な機会において町民の皆さんに参加を呼びかけるなど、町全体で盛り上がっていくように準備してまいりたいと考えているところであります。

今後も、町民の皆さんのご意見をお聞きしながら、この町民まつり坂城どんどんが、世代を超えた方々が集い、交流し、楽しむことができるお祭りになるよう工夫していくとともに、当町の夏の風物詩として盛り上げてまいりたいと考えております。

**4番（松本さん）** ご答弁ありがとうございました。この4年間、本当にコロナで試行錯誤して、町がお祭り開催をしてきたことがよく伝わりました。再質問するつもりがなかったんですが、再質問させてもらっていいでしょうか。すみません。

この4年間、確かに花火を打ち上げたりとかいろいろ活動してきましたが、やはりコロナということで、お祭りが中止になったこともありました。今後、台風やもしもコロナが蔓延してしまったときに、お祭りの中止となったときに、どのような基準でお祭りを中止するのか、そういう基準がもしありましたら、ちょっと教えていただきたいなと思います。

**商工農林課長（竹内君）** それでは、お祭りの開催中止判断についてのご質問にお答えをしたいと思います。

昨日の実行委員会の中でもお示しをさせていただきましたけれども、例えば暴風雨等の警報、また特別警報が発表されているとき、また、自然災害の影響により安全管理上に支障があると判断されるとき、また、不測の事態により坂城どんどんの開催が困難であるときについて、大

会長また副会長、それと職員、商工農林課と住民環境課において協議をして判断していく予定でございます。

**4番（松本さん）** ありがとうございます。ぜひ、盛大にお祭りが開催できることを祈るばかりです。ありがとうございます。

さて、イベント成功には町の皆様、事業者の皆様の協力が不可欠です。町内の企業や団体と連携し、協働でイベントを企画、運営することで地域全体でのPRや集客を図り、坂城の魅力を様々な方々に伝える絶好の機会となります。坂城の魅力を広く知ってもらうために、積極的なPR活動、SNSなどを活用し、坂城の良さが多くの人に伝わり、坂城町がさらに注目され、そしてこれからの商業の発展にも期待いたします。

これで私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時26分～再開 午前 9時36分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、5番 水出康成君の質問を許します。

**5番（水出君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず、当選後初の一般質問となります。私の町議会議員としての志を簡単に述べさせていただき、一般質問に入りたいと思います。

私は、自分の生まれ育ったこの坂城町が好きです。好きな町がより多くの方にいい町と言われるまちづくりに貢献したいと思い、町議会議員を目指しました。全国では、ほとんどの自治体が人口減少、少子高齢化が大きな課題となっており、当町もその渦中にあります。町内の多くの自治体においても、人がいない、子どもがいない等、新型コロナウイルス感染拡大の影響もありましたが、事業や行事を縮小するネガティブスパイラルに陥り始めている様子もうかがえます。

また、近年では、取り巻く社会環境の激変により、私たちの暮らしが脅かされています。その中、町では、令和3年度より10か年計画の第6次長期総合計画「輝く未来を奏でるまち」を基本構想に各施策が推進されています。

私も町民がより輝く未来を奏でられるように、町民の要望、いいことをいっぱい聞いて、一人一人に活気が宿る環境づくりに貢献できるよう、いいねマシマシさかきのためにと題して活動します。きれいなまちづくり、便利なまちづくり、未来への投資が行われるまち、以上の三つを柱に、いいねマシマシさかきのために、いい町を目指し頑張りますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

1点目として、小学校給食費無償化について。2点目として、都市公園の管理について。以上の2点についての質問となります。

それでは、1点目の質問です。小中学校給食費の無償化について。

給食費の無償化については、過去の議会定例会でも何度か議論されておりますが、自身の思いを先に述べさせていただきます。家庭内では好き嫌いがあるが、給食では嫌いなものも食べている。1日の学校生活、宿題、遊び、習い事などで疲れてしまい、夕食を寝てしまい取れなかった、朝寝坊で朝食が取れなかったなど、よくあることと思います。これは単に私の家庭だけのことでしょうか。

その辺の事情は別として、学校給食は、成長期の体格をつくる一番大切な時期において、1日のうち1食でも必要な栄養、エネルギーを体内に取り入れることは大変重要なことであり、有効な機会として役立っています。

その給食は過去の弁当持参から給食化され、給食材料費は弁当に代わるところで保護者負担であることは、大勢としては理解できているところと考えます。

しかし、時代の変遷とともに、食の大切さが認められ、厚生労働省においても、生活習慣病の抑制施策に関してですが、分野別政策、健康日本21（栄養・食生活）のはじめにの項より一部抜粋になりますが、「栄養・食生活は、生命を維持し、子どもたちが健やかに成長し、また人々が健康で幸福な生活を送るために欠くことのできない営みである。身体的な健康という点からは、栄養状態を適正に保つために必要な栄養素等を摂取することが求められ、その一方で食生活は社会的、文化的な営みであり、人々の生活の質との関わりも深い。」として、食べることにする重要性をうたっています。

食べることも授業、知識を身につける学習科目と同じ位置づけとして、学習科目と同様に無償にすべきと考えます。

また、最近、給食費無償化に取り組む自治体が増え、給食費無償化は保護者からすると大きなインパクトであり、移住を検討されているご家庭では、移住先の選択条件の一つとしては大きな要素と思います。国が学校給食費の名目の支給をするかは不明ですが、給食材料費相当の交付を受けられることへの要求は、これからも自治体活動としては必要と考えています。

国の動向より先んじて、町の方針として学校給食の無償化に取り組み、坂城の子は坂城で育てるスローガンの下、さらに子育て支援策の向上を図ることで子育ての町坂城の名声を確立することも大切と考えます。

直近の令和4年第4回12月坂城町議会定例会の一般質問にて給食費の無償化の質問があり、教育長、町長の答弁を合わせると、法令と財源の課題をもう少し勉強させてほしいとの見解を示されたと思います。勉強の結果と思われませんが、本年の5月16日開催の議会全員協議会の町からの報告事項では、小中学校の給食材料費にあたる給食費を保護者から徴収しないため、

歳入予算から減額する方針説明がありました。そして、本会議の町長所信表明にて、町内在住の小中学生の学校給食費の無償化を4月に遡って実施と、食物アレルギーでの弁当持参者及び町外の学校に就学する児童生徒に対しての給食費相当額の補助をすることの考えを示されました。実施に向けてのご英断と思います。

そこで、給食費無償化を本年度から取り組むにあたり、3点について伺います。

イとして、学校給食法第11条に給食費は保護者負担とあります。当該法への解釈はどのように考えているのか伺います。

ロとして、無償化に向けた財源はどのように確保するのか伺います。

ハとして、無償化が実施される期間はどのように考えているのか伺います。

以上について質問をいたします。

**町長（山村君）** ただいま、水出議員さんから、小中学校給食費の無償化についてのご質問をいただきました。順次、お答え申し上げます。

今議会の所信表明でも申し上げましたが、私の選挙公約の一つとして掲げました、小中学校給食費の無償化につきましては、4月に遡って実施したいと考えているところであります。

この学校給食費の無償化は、小中学生の健やかな成長の支援とともに、子どもたちのよりよい学びの環境を支えるため、子育て家庭に対するより一層の支援・負担軽減が必要であることに鑑み、町内小中学校の保護者等の皆様に学校給食費としてご負担いただいている食材料費分についてを無償化するというものであります。

また、町内に住所があり、町外の小中学校・特別支援学校などに就学する児童生徒や、食物アレルギー等のため弁当を持参されている児童生徒に対しましては、町の1食当たりの学校給食費の単価を上限とする補助制度を創設してまいりたいと考えており、必要な予算措置について今議会に上程させていただいたところであります。

初めにご質問のありました学校給食法第11条の解釈についてのご質問ですが、学校給食法第11条第1項では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者である自治体等の負担とし、第2項には、「経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。」とされております。

この学校給食法第11条の規定を踏まえ、当町では、学校給食費としてこれまで食材料費分のみを保護者にご負担いただいていたところであります。

一方、第11条の解釈につきましては、古くは昭和29年9月の文部事務次官通達において、「第11条の規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、たとえば保護者の経済的負担の現状からみて、地方公共団体、学校法人その他の者が、児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない。」との通達が発出されているところであります。

また、最近におきましても、岸田首相が国会において、「保護者が負担する学校給食費を、自治体等が補助することを妨げるものではなく、学校給食費の無償化については、自治体において適切に判断すべきものである」と答弁しているところでもあります。

また、町では、これまでも経済的な理由により学校給食費のご負担が困難な家庭に対しましては、学校給食費の実費相当分の助成の実施や、令和4年度からは物価高騰などによる学校給食費の値上げ相当分について町が負担するなど、学校給食費の助成を行ってまいりました。

このような状況を踏まえ、保護者負担としております食材料費など実費相当分を自治体が負担する、いわゆる学校給食費の無償化につきましては、各自治体において判断することが可能であると考えているところであります。

次に、学校給食費の無償化に向けた財源の確保に関するご質問であります。学校給食費の無償化を先行して実施している自治体では、新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金を財源として無償化を行っているところが多く、また、過疎債や一般財源を充てて無償化を行っている町村もございます。

当町におきましては、今年度は一般財源に加え、新型コロナウイルス感染症関連の地方創生臨時交付金が今年度も交付される予定でありますので、この交付金を財源の一部に活用してまいりたいと考えております。

また、来年度以降の財源につきましては、無償化を実施している市町村の財源の確保の状況や、国・県等の補助制度などを調査してまいりますが、当面は一般財源での対応を考えているところであります。

今後、国の給食費の無償化に向け活用できる財源について、その動向を注視してまいりたいと考えております。

最後に、学校給食費の無償化の実施期間であります。学校給食費の無償化のスタートにつきましては、本年4月に遡っての実施をしたいと考えておりますが、終期、終わりについては現時点では定めておりません。なかなか、始めると終わることにはいきませんと思います。現時点では終わりの時期は定めておりません。

先行する自治体等の状況などを調査研究する中で、継続的な制度としてまいりたいと考えております。

この学校給食費の無償化を継続的な制度とするためにも、財源の確保が大変重要となってまいりますので、岸田総理が掲げられております異次元の少子化対策とする骨太の方針の内容や、今後の国の動向などについても、引き続き、注視してまいりたいと考えております。

**5番（水出君）** ただいま、町長よりご丁寧な答弁をいただきました。今年度より、法令の解釈も先ほどあったとおり、自治体の判断で学校給食の材料費相当のところは、俗に言う学校給食費ですね、無償にできるという判断ができるということがわかりました。また、財源について

も一般財源、交付金を使うということでございます。期間については、現在、明確には終わり  
は定められないけれども、継続したい意向があるということが確認できました。

小学生を抱えられる家庭にとっては大きな支援となりますが、私はこういったものも投資と  
考えます。給食費で諦めていた何かの一つでも余計にできることで、将来の才能開花につな  
がる可能性も秘めていますし、もしくは多角的な消費に誘導していることも秘めています。

当町にとっては約6千万円ほどの大きな歳出となるため、給食費の財源確保は非常に苦しい  
と思います。財源の切り詰めも視野に、町民に理解される活動、説明を継続し、坂城の子は坂  
城で育てるとの町民の思いを一つに、また、その思いが子どもたちに届くこと、今後も永続的  
になることを期待して、給食費無償化についての質問を終わります。

それでは、次の質問に入ります。

## 2. 都市公園の管理について

少子化が進む中、子育て世帯の当町への移住増加に期待を寄せるところです。当町の移住定  
住施策においては、子育て支援策と併せ、他市町村と比較して劣るものではないと思います。  
その中、移住する町はどんな町か、見た目や肌感も行政施策と同じように気に留めていると思  
います。特に幼児、児童を抱えるご家庭は、近くの遊ばせる場所や公園なども気になる場所  
です。

そこで、町が管理する都市公園について、特に公園に遊具があるわんぱく広場とびんぐしの  
里公園についてと、びんぐしわくわくステージの利用についての2点を質問します。

初めに、イとして、わんぱく広場、びんぐしの里公園遊具管理の状況について。

幼児、児童を抱えたご家庭では、近くの公園で遊べる環境や魅力的な遊具に期待している  
ところです。しかし、全国的に遊具での事故や、公園にまつわるクレームも時折報道がありま  
す。特に遊具で事故が起きると撤去や使用禁止の措置が取られ、要望と管理とで難しいかじ取り  
と存じますが、町として都市公園のわんぱく広場、びんぐしの里公園の遊具について、保守点検  
や魅力的な遊具への更新または追加についてどのように行われているのか伺います。

二つ目、最後の質問になりますが、ロとして、びんぐしわくわくステージ、以下ステージと  
させていただきます。の利用について、びんぐしの里公園は人気の公園でもあり、町内保育園、  
幼稚園での遠足等での利用があります。保育士の目が届く管理下で、昼食休憩や炎天、急な雨  
天から待避のためのステージ利用も想定されます。ステージは有料設備ですから、有効利用を  
含め利用推進も重要な位置づけとなっています。

そこでステージ利用に関して3点について伺います。

①として、平成29年にステージが開設されてから6年間の利用状況について伺います。

②として、保育園・幼稚園の前述のような団体での休憩での利用も想定されますが、休憩や  
待避目的での利用状況について伺います。

③として、ステージがますます盛んに利用されることは、管理側としても積極的にアピールや企画も必要と思います。ステージ利用の促進をどのように考えているのか伺います。

以上について質問をいたします。

**建設課長（堀内君）** 2. 都市公園の管理についてお答えいたします。

初めに、イ. わんぱく広場、びんぐしの里公園遊具管理の状況についてであります。都市公園に設置している遊具につきましては、町都市公園施設長寿命化計画に基づき、毎年定期点検を実施し、不具合の遊具があった際には、使用禁止の掲示をし修繕等の対応を図っているところであります。

都市公園における魅力的な遊具への更新や追加に関しましては、長寿命化計画を踏まえ、わんぱく広場をはじめ、和平公園や吉野健康広場に設置されているスプリング遊具について、令和元年度に更新を行うとともに、その他遊具の長寿命化修繕工事を実施してきているところであります。

今年度におきましても、今議会の補正予算において、びんぐしの里公園にあるローラー滑り台のローラーの交換工事と、現在使用禁止となっている木製遊具5基に係る修繕工事の費用について計上させていただいているところであります。

今後も、利用者の皆さんの声をお聞きしながら、長寿命化計画に基づく定期点検を実施し、修繕の可否や費用対効果等を勘案する中で、必要に応じて更新や撤去、追加工事を行い、安全で魅力的な遊具の設置を通じた公園管理に努めてまいりたいと考えております。

続いて、ロ. びんぐしわくわくステージの利用についてであります。びんぐしの里公園は、美しい緑や水に触れ合える町民の憩いの場として平成7年に開園し、これまで多くの皆様に愛される公園としてご利用いただいております。

27年度からは、文化・芸術的なイベントが開催できる公園とするため、国の補助事業等の採択を受ける中で、2か年計画によりステージ等の改修工事を実施いたしました。

具体的には、屋外ステージの床部分の工事を実施し、扇形で面積が約150平方メートルの野外ステージを約230平方メートルの大きさに拡張いたしました。併せて、アーチ型の屋根を設置し、急な雨や日差しをしのいでいただけるよう改築を図ったところであり、新たに生まれ変わったこのステージを、公募によりびんぐしわくわくステージと命名したところであります。

ご質問のありました29年4月にステージが開設されてから6年間の主な利用状況ですが、第3回となるびんぐしの里薪能、子どもフェスティバルやハワイアンフェスタのほか、音楽関係のイベントやパドル体操等でご利用いただいたところであります。

その後は、コロナ禍ということもあり、申請をいただいていた大きなイベントの開催はございませんでした。ようやく昨年、5年ぶりの開催となった第4回のびんぐしの里薪能が屋外ス

ステージにおいて開催できる予定でありましたが、あいにくの雨により、急遽会場を村上小学校体育館に変更し開催したところであります。

続いて、団体の休憩や待避目的での利用状況についてであります。びんぐしわくわくステージでは、イベントのほかにも町内の保育園・幼稚園児等が園外保育や遠足に訪れ、野外ステージの上でお弁当を楽しむ姿が見られたり、休日には家族連れが休憩の場として利用し、子どもたちがステージの上で遊んだりと様々にお使いいただいております。人数は把握しておりませんが、これまで多くの方々にご利用いただいているところであります。

なお、基本的には、わくわくステージにつきましては、占用をする場合は有料施設となりますが、町もしくは坂城町教育委員会が主催し、または後援して使用する場合や、町内の保育所、幼稚園、小中学校、高等学校または社会教育団体が使用する場合などにつきましては、全部または一部を減免することもできますので、申請の際にご相談いただければと思いますし、受付時には積極的に制度のご案内ができるよう努めてまいりたいと考えております。

ステージの利用の促進としましては、先ほども申し上げましたとおり、これまではコロナ禍において、各種イベントやグループの発表の機会が失われておりましたが、今後、ウイズコロナの中で、以前のように町民の皆様がグループ活動などの発表の場としてご活用いただき、大勢の皆様が親しんでいただけるよう、今後とも町ホームページなどを通じて、広く町内外に発信してまいりたいと考えております。

**5番（水出君）** ただいま、ご説明いただきました。イの遊具の管理では、適切に事故が起こらないよう継続した管理がされているとお聞きして安心しました。今後もできるだけ利用者の声を聞き、更新が近いもの、期限が近づいているものなどを早めに交換して、その際は、できるだけその時期にはやっているような人気の遊具も積極的に取り入れるなどの活動は盛んにしていただければなと思っております。

また、ステージ利用についてなんですけれども、これは本当に私も知らなかったんですけれども、都市公園の条例に減免措置についてやっぱり定められておりました。先ほど担当課長よりご説明がありましたとおり、町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、社会教育団体が使用する場合や町長が特に認めた場合については減免できるということでございます。これは一般的にステージをイベント等で利用することを含めての話だと思いますけれども。

先ほど、お話があった、やっぱり遠足等でびんぐしの里公園を利用するのはやはり団体ですから、やはり使いますよとか、そういう依頼をしているようです。あわせてですね、ステージについては、申請しているのかどうかというのはやはり不明なところもあるんですけれども、有料ステージですから、ほかの団体がひよっとしたら使う可能性もあつたりします。こういう異常気象時ですから、やはりダブルブッキングが起きないように、遠足とかがあるような情報が入ったら、担当窓口も休憩で使えるとか、どこかが使うようになっているよとか、その辺の

情報交換がうまくできるようにしていただいて、積極的に子どもたちを守るやさしい町、そんなイメージを持っていただけるようお願いしたいかなと思います。

先ほど課長さんのほうからお話がありましたとおり、受付のときにも減免措置やらのお話をしたりして、できるだけ勧めたいという積極的なお話もいただきましたので、その辺は継続してお願いしたいかと思えます。

あと、ステージの利用なんですけれども、一定のPRは、やはり今の説明のとおりされているようなんですけれども、もっとイベントを引き込もうとする営業活動や各種団体とのコラボ企画ですとか、役場担当課をまたいでの積極的な企画を検討したり、一番は町民に楽しみを与えるために何をしたらよいかも頭においた施設利用というのも積極的に、今設置されているものですから、えらい費用回収ということはないでしょうけれども、ああいうものを造ったら、その費用を回収するためにイベントを集めてくるんだと、そのくらいの意気込みでこういったものもステージ利用について、積極的に取り組んでいただきたいと期待していきたいかなとは思えますので、その辺を含めて、期待を合わせて質問を終わらせていただきます。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時04分～再開 午前10時14分)

**議長（滝沢君）** 再開します。

次に、3番 塚田 舞さんの質問を許します。

**3番（塚田さん）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

私は、子育て世代の女性として、初めて町議会議員としてこの場に立たせていただき、心から感謝申し上げます。今回、私は子育て世代に安心、安全と豊さを、女性の声を町政にをスローガンに、地域に生きる人々が生まれ、育ち、学び、働くという人生の循環の中で、住んでよかったまちづくりを町民の皆様とともに考え、推進してまいりたいという決意です。

少子高齢化、子育て支援が社会の重要な課題として問われる中、現役世代から次の世代につなげていき、新風を町政に届けたい。そんな思いから一般質問に入らせていただきます。

#### 1. いきいきと働ける環境づくりについて

誰もが生き生きと働ける環境は、社会全体の願いです。私自身も結婚、出産、育児により一度離職し、現在は働く母親として活動しています。その経験から、女性が就労を諦めずに子育てを両立させるためには、社会的な環境の整備が必要だと感じています。また、男性も家庭の役割に参加したいと思っても、長時間労働や家計を支えるため、仕事を優先せざるを得ない状況もあります。

共働きが主流となり、働く女性が増えている現代でも、育児や介護など家庭の責任を担いながら仕事との両立に悩んでいるのは圧倒的に女性です。そのため、行政と企業は、女性や男性

が家庭と仕事を調和させながら活躍できる環境を整備することが重要だと考えます。柔軟な働き方や育児支援策の充実、家事や育児の負担を分担する制度の導入など、様々な取組が求められ、労働環境の改善や働き方の見直しも重要な課題とされています。

そこで、2点お尋ねします。

一つ目として、イ．労働環境整備の現状について。

現代はライフスタイルや価値観の多様化が進んでおり、家庭と仕事の両立の実現がますます重要となっています。このような社会を実現するためには、行政と企業が協力し、一体となって取り組む必要があると考えますが、坂城町の企業の就労環境整備に対する取組の現状についてお聞きします。

二つ目として、ロ．女性の就労環境整備の取組について。

共働きが主流となり、働く女性が増えている中で、女性が家庭と仕事を調和させながら活躍できる環境が求められていますが、女性就労環境整備の今後の町の取組についてお聞きします。

以上の点についてご答弁をお願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま、塚田議員さんから、1番目としましていきいきと働ける環境づくりについてのご質問をいただきました。イの労働環境整備の現状についてから順次お答え申し上げます。

まず、令和2年、2020年の国勢調査の結果によりますと、町の総人口は1万4,004人で、このうち生産年齢人口の15歳から64歳は7,333人となっており、平成27年、2015年の国勢調査の生産年齢人口8,113人から780人減少しているところでもあります。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと、全国の生産年齢人口は、2020年の7,509万人から2070年には4,535万人となり、50年間で4割減の見通しとされているところでもあります。

当町におきましても、今後も少子化による人口減少が見込まれる中、特に、働き手の中核となる生産年齢人口の減少は、様々な産業分野の担い手不足や労働力の減少につながり、機械・金属加工を中心に多種多様な企業が集積する当町にとって影響が大きく、地域活力の低下を招くことが懸念されているところでもあります。

こうした中で、ライフスタイルや価値観の多様化が進む現代において、男性・女性ともに、一人一人がやりがいや充実感を感じながら働くことができ、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できるワーク・ライフ・バランスの実現が求められているところでもあります。

ご質問の町内企業における就労環境整備に係る具体的な取組は様々であります。町商工会には、生産性を高めながら労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備等に取

り組む中小企業や事業主を支援する働き方改革推進支援助成金や、生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を支援する業務改善助成金などの申請について、町内企業からの相談が増えているとお聞きしているところであります。

また、関係団体におきましても、企業の就労環境の整備に向けて各種取り組んでいるところであり、坂城町労務管理協議会では、社会、経済情勢の変化に対応し、労働者の福祉増進と企業振興を図るため、労働災害防止等の労務管理を推進する活動を行っているところであり、昨年度は、働き方改革や適切な労務管理などについての講演会が開催されたところであります。

町商工会が実施している坂城町中小企業能力開発学院におきましては、新入社員対象の心と体のセルフケア、人間関係とコミュニケーションなどの研修や、外国人従業員対象の日本語学習などの事業を実施し、町内企業の皆様に参加いただいているところでもあります。

このほかにも、坂城テクノセンターで開催する坂城経営フォーラムにおいて、女性経営者を講師に迎え、女性の就労支援などに関する講演会も開催しているところであります。

また、県では、企業経営者に子育て支援などの働きやすい職場環境づくりの取組を宣言していただく、社員の子育て応援宣言企業登録制度と、誰もが生き生きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み、実践する職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度を推進しており、社員の子育て応援宣言には町内企業13社が登録しており、職場いきいきアドバンスカンパニーについては、町内企業5社が認証を受けているところであります。

以上申し上げましたように、関係団体におきましては、町内企業に対して、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性や、企業と人権、労務管理等の理解を深めていただくため、各種取り組んでいるところであります。

また、町内企業各社におきましても、こうした取組を受けて、従業員の皆様が働きやすい就労環境の整備について、それぞれの実情に合った取組を推進していただいているものと考えているところであります。

続きまして、口の女性の就労環境整備の取組についてお答えします。

女性の労働力向上は、人口減少と少子高齢化により労働力の減少が進む中、地域の活力を維持・向上させていくために欠かせない要素の一つであると考えているところであります。

内閣府男女共同参画局によりますと、我が国において、女性の就業者数は平成24年、2012年から令和4年、2022年までの10年間で約370万人増加しており、民間企業の管理職相当の女性割合は近年上昇傾向にありますが、上位の役職ほど割合が低く、給与金額につきましては、正社員同士、非正規雇用労働者同士で比較しましても、全体として男女間に格差があり、年齢が高まるにつれてその差が拡大している状況であります。

令和4年の全国の女性の年齢階級別正規雇用比率は、25から29歳の59.7%をピーク

に低下し、30代、40代などでは非正規雇用が中心となる状況が見られるところであり、出産時に退職し、または働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多くなっていることが示されているところでもあります。

また、共働き世帯数は増加傾向である中、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は、1時間程度と国際的に見て低水準となっている一方で、夫の家事・育児時間が長いほど妻の継続就業割合が高く、また第2子以降の出生割合も高い傾向にあるとのことでもあります。

こうした中で女性が働き続けるためには、男性が子育てに参加できる職場環境づくりも欠かせないものと考えているところでもあります。国におきましても、男性の育児参加を促すための法整備も進められているところでもあります。

次世代育成支援対策推進法におきましては、企業は、従業員の仕事と子育てに関する一般事業主行動計画を策定することとされており、一定数の労働者を雇用する企業は、公表・周知まで義務づけられているところでもあります。

この行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、子育てサポート企業として認定、これはくるみん認定といっていますが、これを受けることができ、町内企業では3社が認定され、さらに、両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業、プラチナくるみん認定として1社が認定されているところでもあります。

これとは別に、令和4年に改正女性活躍推進法が施行され、一定数の労働者を雇用する企業は、自社の女性活躍に関する状況の把握と課題分析を行い、これを踏まえた取組を計画する行動計画も策定し公表することとされたところであり、女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業は認定、これはえるぼし認定といいますが、これを受けることができ、町内企業1社が認定を受けているところでもあります。

これらの認定を受ける町内企業が今後さらに増え、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍が推進していくことを期待するところでもあります。

ご質問の女性の就労環境整備における町の取組といたしましては、子育て世帯の就業を支援するため、南条保育園と村上保育園において、満6か月からの乳児をお預かりしているほか、町内3保育園では時間外保育や一時保育を実施しており、また、町内3児童館において、放課後児童クラブを行い、放課後等において就労家庭の児童が利用できる取組を行っているところでもあります。

このほか、坂城勤労者総合福祉センターでは、事業所の福利厚生事業等にご利用いただくとともに、健康づくり講座や生きがい創造講座、余暇活動などの開催のほか、トレーニングジムの運営など、女性を含めた勤労者の仕事と生活、心と体のワーク・ライフ・バランスが図れるよう事業を実施しているところでもあります。

今後のさらなる取組としましては、女性を含めた障がい者、高齢者、外国籍の方等の多様な人材の活躍の推進と就労機会の拡大を図るため、テクノハート坂城協同組合と連携し、地域の就労希望者に対して相談支援や情報提供、就労先のあっせん等を行うほか、企業に対しましては、多様な人材確保を推進するため、就労希望者に関する情報提供と各企業間の情報共有などに取り組んでまいりたいと考えております。

一方、県におきましても、女性、若者、障がい者等の就労を総合的にサポートするため、就業に向けた支援をワンストップかつ伴走型で提供する地域就労支援センター（J o b サポ）を今年4月に開設したところであります。同センターでは、全県の求人情報を取り扱い、職業紹介を行う専門のアドバイザーが、子育て中の女性や障がいのある方など、仕事探しにお困りの方の意向等を伺いながら、伴走型で事業者とのマッチングを行い、就業後のフォローアップも行うこととしております。

また、子育てによる離職期間がある方や未経験職種を希望する方に向けたインターンシップ制度も導入されているほか、合同就職説明会や各種セミナーなど、仕事探しに役立つ催しも展開していくとのことであります。

町といたしましては、これらの事業の積み重ねにより、多様な雇用や就労環境の整備につながるものと考えており、今後も、企業、関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すとともに、性別や障がいの有無、国籍などに関わらず、多様な労働者が互いに尊重し合い、安心して働ける就労環境の整備を推進してまいりたいと考えております。

**3番（塚田さん）** 山村町長、ご答弁ありがとうございました。人々が活気に満ちた職場で働ける環境を実現することは、社会にとってもメリットがあります。多様なバックグラウンドや能力を持つ人々が活躍できる環境が整っていくことで個々の才能や意欲が最大限に引き出され、生産性やイノベーションが促進されます。行政と企業が協力し、働く人々のニーズに寄り添った環境づくりが進むことを期待しています。

次の質問に入ります。

## 2. ICTによる町づくりの取組について

これからの時代、ICT（情報通信技術）は、情報の収集、処理、保存や伝達など、私たちの生活を便利で効率的にするための技術やシステムで、現代社会において必要不可欠な存在となっています。

ICTは、スマートフォンやパソコン、インターネットを使って情報を得たり、便利なサービスを利用することができる技術となっています。その技術はビジネスや教育分野でも大きな役割を果たし、企業はスマートフォンやタブレットを使ってメールでコミュニケーションを取ったり、インターネットを通じて情報を共有したりと、業務の効率化を向上させ、事業の拡大を図っています。

教育面ではオンライン学習やデジタル教材が導入され、学習体験が豊かになっています。坂城町でも令和3年より坂城町GIGAスクール構想推進事業に基づいて、町内の小中学校に端末が貸与され、情報共有が容易になり、生徒同士、教師や保護者の連携が促進されました。

特にコロナの状況下では、企業におけるリモートワークの導入、教育現場ではオンライン授業が実施され、働き方や学習の継続性が非対面でも確保されました。実際、インターネットを使って家族や友人と遠く離れた場所でもコミュニケーションを取ったり、ビデオ通話やSNSを通じて顔を見て話すことができたりします。ICTを活用することで、私たちは日常生活において便利さや楽しさを享受できるだけでなく、生活をよりよくすることができています。

ICT活用には多くのメリットもある反面、一部のデメリットも存在します。適切な情報管理とプライバシー保護の取組、情報や機会の不平等を生み出す可能性もあります。様々な分野でICTを活用していくためには、デジタル格差への対応など、ICTの理解を深めることのできる環境整備も必要だと考えます。

そこで、2点お尋ねします。

一つ目として、イ. ICT活用の現状について。

これからの時代、ICTの活用は、老若男女問わず日常生活においてますます必要不可欠なものになっていくと思われまます。長期総合計画の中で、ICTを様々な分野で活用されていくとありますが、坂城町におけるICT活用の取組の現状についてお聞きします。

2点目として、ロ. ICTによる将来的な今後のサービスの展開について。

長期総合計画の中で、ICTの活用を推進していますが、教育面だけではなく、申請や届出、手続のデジタル化、スマート農業への取組の2点について、現状と今後の進め方をどのように考えているかお聞きします。

以上の点について、ご答弁お願いいたします。

**企画政策課長（伊達君）** 2. ICTによる町づくりの取組についてのご質問に順次お答えをいたします。

国では、令和3年9月、新たにデジタル庁を創設し、人口減少や少子高齢化が進む現代社会において、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指して取り組んでおり、デジタル技術の活用により、一人一人がニーズに合ったサービスを選択でき、多様な幸せが実現できるデジタル社会の形成に向け、デジタル改革基本方針や重点計画を示し、生活、行政、産業のあらゆる分野においてデジタル変革が推進されております。

町におきましても、第6次長期総合計画の基本理念に、各施策が取り組むべき共通テーマとして、「SDGsの達成」とともに「デジタル変革への取組み」を位置づけ、ICTを活用して様々な分野の課題に取り組むこととしております。

まず、ご質問のイ. ICT活用の現状についてであります。町では、町民の利便性向上と

行政の効率化に向け、ICTの活用を図っているところであり、いくつか申し上げますと、町ホームページを通じての行政情報の公開や、防災行政無線、すぐメール、SNSを通じての情報の発信、インターネット上のポータルサイトを通じたふるさと寄附の受付、電子メールや電子申請システムを通じた情報や申請の受付、電算処理システムの導入による業務の効率化や正確性の向上などが挙げられます。

電算処理システムにつきましては、全国の自治体で導入されているものの、自治体ごとに運用方法が異なるため、最適で均一な住民サービスを提供できるよう、国において、システム要件や事務処理の標準化の基本方針が打ち出されており、当町におきましても、国の仕様に基づいたシステムへの移行を目指し準備を進めているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下では、GIGAスクール構想により整備したICT機器を活用し、小中学校の休校時にインターネットを活用しての授業を実施したほか、ウェブ会議システムや動画投稿サイトを活用した「オンラインモノづくり展」の開催、デジタルスタンプラリーの導入など、人と人の接触機会が制限される状況に対応しつつ、様々な事業を実施してまいりました。

また、新型コロナワクチン接種において導入しましたオンライン予約システムにつきましては、多くの皆様にご利用をいただき、その利便性を実感いただけたものと考えております。

さらに、今年の1月末から証明書等のコンビニ交付サービスを開始したほか、QRコードの支払いに対応した町税の電子納付や、いつでも、どこからでもオンラインで本にアクセスできるデジとしょ信州、子育て応援アプリ「はぐはぐ」の提供など、新たな活用も図ってきているところであります。

その一方で、機器の操作がわからない、デジタル技術に触れることに抵抗感があるなどといった方々への配慮も必要であることから、これまでも新たな取組を行う際には、説明会の開催や丁寧な相談対応などに努めるとともに、小中学校におけるGIGAスクール構想や、インターネットを活用した授業の推進の際には、各家庭におけるインターネット環境の状況にも配慮した対応をしてまいりました。

ICTにつきましては、住民の利便性の向上や行政事務の効率化にあたり、今後、一層の活用が進むことが予想されることから、デジタルへの対応が難しい方や支援が必要な方への対応を併せて充実するとともに、関係機関とも連携し、ICT機器等の利用方法を学べる身近な相談体制や講習会等の検討など、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指してまいりたいと考えているところであります。

次に、ロのICTによる将来的な今後のサービスの展開についてのご質問にお答えします。

ライフスタイルや働き方が多様化する中、デジタル技術の活用により、時間や場所にとらわれず、様々な申請や届出、手続などが行える仕組みづくりが重要になっています。

町でも、職員採用試験の受験申込み等の申請や届出のほか、アンケートや意見募集などにも電子申請サービスを活用しており、職員採用試験の受験申込みにおきましては、昨年度はおよそ7割の方が、また、長期総合計画の意見募集におきましては、およそ8割の方が電子申請サービスを利用されました。

こうした状況からも、電子申請サービスには多くの需要があることがうかがえ、今後も電子申請サービスに係る職員研修を継続して行い、対応できる手続の拡充を図ってまいります。

また、今年2月からは、オンラインにより転出・転入に係る手続を事前に行うことで、転出地の自治体窓口での手続が不要になるワンストップサービスを開始し、転出される方の負担軽減につなげているほか、公共事業への入札参加資格申請の受付・審査を電子化・共同化することで、事業者の負担軽減と事務の効率化を図れるよう、県と連携し、令和6年度中のシステム導入に向けて準備を進めているところであります。

また、ロボット技術やICTを活用して、省力化や高品質生産を実現させるためのスマート農業の取組であります。町ではスマート農業の普及促進により、農家の生産性の向上や高収益化を図るとともに、若手の新規就農者や農業後継者の確保にもつなげていきたいと考えております。

その取組の一環として、昨年度はJAと協力する中で、果樹園地内での自動草刈りロボットによる実演・展示を初めて行いましたが、今年度につきましても、農業のスマート化に資する農業機械の実演・展示を通じ、農家での導入に向けた取組を行ってまいります。

今後もJAをはじめ、関係機関と情報交換を行いながら有益な情報提供と、スマート農業の普及促進に努めてまいりたいと考えております。

ICTの活用は、時間や場所にとらわれず、一人一人のニーズに合ったサービス提供ができることに加え、少子高齢化時代における労働力の確保や情報の継承に大きなメリットがあることから、内閣府が提唱するSociety 5.0で目指す「あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」の重要な要素であると考えており、このことはwell beingなまちづくりにもつながるものでありますので、町としましても、引き続き、ICTの適切な活用と推進を図ってまいりたいと考えております。

**3番（塚田さん）** ご答弁ありがとうございました。最近では、全国的にウェブサイトやモバイルアプリを通じて、健康情報や医療施設の検索など情報が手軽に入手できるようにもなり、便利なサービスが利用されています。今後、町のICTの活用が拡大され、情報の共有やコミュニケーションが円滑に行われること、協働や問題解決など、ICTによる町の発展や地域の魅力がさらに向上し、より便利な日常生活が老若男女問わず得られるよう推進されることを期待します。

最後になりますが、初めての一般質問で生き生きと働ける環境づくり、ICTによるまちづ

くりの2点について現状と今後の取組や方向性を質問しました。私が冒頭で述べたとおり、子育て世代の女性の立場から、地域に生きる人々が生まれ、育ち、学び、働くという人生の循環の中で、住んでよかったまちづくりを、皆様の声や意見を大切にしながら、より魅力的なまちづくりを町民、行政、議会と連携して進めていきたいと思えます。以上で私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

（休憩 午前10時45分～再開 午後 1時00分）

**議長（滝沢君）** 再開します。

次に、6番 宮入健誠君の質問を許します。

**6番（宮入君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして、一般質問をいたします。

質問はこのたびの山村町長が選挙公約に掲げられました「暮らしと産業、快適なまちづくり」の中にあります国道18号バイパスの建設についてと、「暮らしやすい安心なまちづくり」の中にあります空家に関する件の2項目について行いたいと思えます。

まず1. 国道18号バイパスの建設について。

私はこのたびの選挙公約の一つとして、インフラ整備の進むまちづくりを掲げ、国道18号バイパスの建設を促進する中で、これまで網掛地区で守られ育てられてきた自然、歴史、文化、また地域の特性などを維持し、状況の変化にも注視しながら、1年生議員として、最初の4年間は特に力を入れていきたいと考えております。

現在、網掛地区を南北に縦断します県道77号において、特に平日の通勤時間帯であります7時から8時までの間につきましては、村上交差点を先頭に網掛水防倉庫の付近までの下り線は慢性的に渋滞が発生しております。その渋滞を避けるべく、脇道へ迂回する車が増加する傾向にあり、場所によっては小学生の集団登校の時間帯と重なり、非常に危険を伴う状況にあります。また、小網地区につきましては、網掛地区とは逆に、小網の交差点に至るまでの上り線について長い渋滞が発生しております。これからは、交通渋滞の解消並びに緊急搬送への対応を含めた道路交通網の整備により、坂城町の生産性の向上並びに活力を高めることが重要と考えます。

以上のことを含めて、区民の願望が日に日に高まる国道18号バイパスの早期建設について、4件の質問をいたします。

まず、イ. 事業化からこれまでの経緯についてお尋ねします。

平成23年度の事業化から12年が経過しましたが、調査、設計、地元説明、用地買収、工事過程など、これまで進めてこられた一連の経過の概況についてお伺いします。

ロ. 建設用地の取得状況について

用地の買収が100%には至っていないようでございますが、現在の用地の買収状況はどのくらい進んでいるかお伺いします。

ハ、令和5年度の工事についてお伺いします。

令和5年度の坂城町全体におけるバイパス工事の内容についてお伺いします。また、その中で網掛区におけるバイパスの工事内容についてもお伺いします。

ニ、現在坂城町には坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会が設置されております。今後、バイパス工事を一層強化、推進するための同盟会としての活動方針についてお伺いします。

以上の質問についてご答弁をお願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま、宮入議員さんから1番目としまして、国道18号バイパスの建設について、イ、ロ、ハ、ニとご質問いただきました。このうち、イの事業化からこれまでの経緯についてのご質問にお答え申し上げまして、ロ、ハ、ニにつきましては担当課長からお答え申し上げます。

ご案内のように、坂城更埴バイパス、坂城町区間3.8キロメートルにつきましては、平成23年度に国の直轄事業として事業化され、これまでに、測量・地質調査、設計、用地買収、埋蔵文化財調査、各種工事等、順次事業が実施されてきたところであります。

この国道18号バイパスの整備につきましては、町内の交通混雑の緩和による利便性の向上をはじめ、当町の産業・経済の発展や地域の活性化に不可欠なものであり、交通インフラの整備は防災面からも非常に重要な取組であることから、早期完成に向けて、町として関連事業を推進するとともに、事業主体である国に対しまして継続的に要望活動を展開してまいりたいと考えているところであります。

そのような中、昨年4月には、国土交通省から国道18号バイパスが重要物流道路の事業区間に指定されたところであります。この重要物流道路は、平常時・災害時を問わない安定的輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網として国土交通大臣が指定する路線であり、機能強化や重点支援が実施され、本指定により、国道18号線バイパスの重要性がさらに増し、建設促進に向けた取組がより一層進むことを期待しているところであります。

事業の経緯につきましては、具体的に動き出した平成27年度には、関係区長と打合せを行う中で、まず小網・網掛地区の地権者に向けて個別相談会が開催され、続いて上五明地区、上平地区においても事業についての説明会が開催されました。

28年度と29年度につきましては、用地交渉、用地買収を進めるとともに、各地区からの要望事項について協議を重ね、町といたしましても長野国道事務所とともに事業の調整を図ってきたところであります。

30年度には、用地買収が整った網掛地区において、坂城町区間で初めての工事となる木柵

設置工及び工事用道路新設工事が施工され、月見・上五明地区についても、用地測量に係る説明会、境界立会い、用地測量が実施されました。

翌令和元年度には、月見・上五明地区の地権者の皆さんに対して、測量結果の確認のための個別説明会と、補償内容確認のための個別相談会が行われ、その後、契約の締結に係る個別説明会が実施されました。

続く2年度におきましては、引き続き用地買収が進められるとともに、月見地区の県営村上団地周辺の立会いや、上五明地区建設予定地の地盤調査、埋蔵文化財の試掘調査が行われました。また、網掛地区においても、工事用道路の整備と盛土に活用する土砂の搬入等が実施され、また、新たな工事区間に着手するための農業用水路の付替工事に係る現地調査や国道事務所による地元地区への説明会等が開催されたところであります。

3年度につきましては、網掛地区において、工事用道路の整備工事とともに、水路の付替工事と盛土工事が行われ、道路の形が見えるところとなりました。また、小網地区におきましても、道路予定地の支障木の伐採・伐根・整地工事、木柵の設置工事が行われるとともに、上五明地区におきましては、埋蔵文化財の調査が実施されたところであります。

そして昨年度につきましては、上五明地区の地盤改良工事等の道路改良工事の実施や、バイパス予定地の防護柵の設置のほか、月見地区におきまして土質性状の改善、地盤支持力の増加を目的とした軟弱地盤改良工事等が行われたところであります。

この月見地区の地盤改良工事につきましては、特徴的な工法であり、あまり近隣市町では見かけない工事内容であるため、高校で土木を専攻している学生や、地域の皆様を対象とした現地見学会も開催されたところであります。

また、建設促進に向けた取組の経緯といたしましては、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会総会を昨年8月に開催し、長野国道事務所から国道18号バイパスの進捗状況の説明をいただくとともに、県千曲建設事務所からは、県道坂城インター線事業の進捗状況について説明を受けたところであります。

また、当町と長野市、千曲市、上田市で構成する新国道上田・篠ノ井間建設促進期成同盟会におきましても、関係市とともに、国土交通省長野国道事務所及び県建設部に対して要望活動を行ったほか、4年10月には、千曲市と坂城町の首長及び議会議長とで、国土交通省、財務省を直接訪問し、早期完成を要望するとともに、県選出の国会議員に対しましても、要望活動を実施したところであります。

国道18号バイパスは、地域の皆さんの思いをつなぐ道路でございますので、引き続き議員各位をはじめ、地域や企業、近隣自治体とも協力しながら、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**建設課長（堀内君）** 国道18号バイパスの建設についてのうち、口からのご質問に順次お答え

いたします。

まず、ロ．建設用地の取得状況についてであります。令和4年度末現在での用地買収の進捗率につきましては、坂城町区間全体の約86%とお聞きしております。

なお、企業・事業所が所有する事業予定地の取得につきましては、事業の移転先や建物等の補償、相手先のスケジュールなどの都合もあり、補償額の算定にも時間を要することから、契約に至っていないケースや、個人が所有する事業予定地の中には、相続に時間がかかるケースなど様々な理由がありますが、用地交渉には鋭意努力していると伺っております。

続いて、ハ．令和5年度の工事についてであります。先日、「広報さかき」とともに回覧文書として地域住民の皆様にお知らせをし、町長の所信表明にもございましたが、網掛地区において、道路土工、カルバート工及び排水構造物工などの工事が行われる予定となっております。

また、坂城町区間全体では、用地買収済みの土地の除草工、用地取得、物件移転等が完了した道路予定地の支障木の伐採・伐根・整地工事、木柵の設置工事などのほか、上五明地区の一部では、引き続き、長野県埋蔵文化財センターによる埋蔵文化財発掘調査も行われる予定と聞いています。

続いて、ニ．同盟会の活動方針についてであります。建設促進に向けた取組として、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会総会の開催や、坂城町及び長野市、千曲市、上田市で構成する新国道上田・篠ノ井間建設促進期成同盟会におきましても、昨年と同様に、関係市とともに、国土交通省のほか国の関係機関等及び県建設部に対して要望活動を予定しているところであります。

引き続き、国道バイパスの早期完成に向けて、要望活動を実施してまいりたいと考えております。

**6番（宮入君）** ただいま、ご丁寧なる答弁をいただきました。国道18号バイパスは、国の事業であることから、対処すべき課題は多々あるかと思いますが、冒頭にも申し上げたとおり、区民の関心が非常に高い事業であることから、従来どおり地権者及び地元住民には丁寧な説明をお願いし、町一丸となって国道18号バイパスの早期建設を目指していきたいと思い、最初の質問を終わりたいと思います。

次に、空家問題を取り上げたいと思います。

2として、空家の現状と今後について。

空家問題につきましては、人口の減少問題と比例して、昨今大きな問題として掲げられております。4月8日の日本経済新聞が、政府が所有者不明土地対策と位置づける3本の柱が4月から本格的に動き出したと報じました。1として、相続人が財産の分け方を話し合う遺産分割協議に10年の期間を設ける改正民法が4月1日より施行。2として、不要な土地を国が引き

取る相続土地国庫帰属法は4月27日から始動。三つ目の土地・建物の登記を義務づける改正不動産登記法は、来年、令和6年4月1日から施行。以上の三つの法改正は、少なからずとも空家を取り巻く状況と深い関係にあると考えます。

そのような状況下、最近、新聞・テレビ等にて空家に関する記事並びに報道が相次いでなされました。まず、5月28日付の信濃毎日新聞には、中野市が始めた空家への取組、実情や思いが掲載されました。また、5月30日には、NHKの「クローズアップ現代」が放送され、空家が招く問題として不法投棄、空き巣、火災、断水があり、今国会においても2015年に施行されました空家等対策特別措置法の改定案が議論され、年内施行が予定されているとの内容でございました。

以上のことから、坂城町の空家について質問をいたします。

まず、イ. 現在の空家の状況及び件数について。

令和3年に実施されました空家に関する調査方法と、その結果についての説明をお願いいたします。

ロ. 空家に関する住民からの苦情について

今日までに住民からの苦情・質問等ありましたでしょうか。もしあった場合、その内容と住民に対する対処についてお伺いします。

ハ. 空家の状況の分類について

現在、町には空家の分類として、通常空家、特定空家、準特定空家があると聞いておりますが、それぞれの分類の定義・基準を説明願います。

ニ. 空家対策について

現在実施している空家対策の内容と、今後の対策についてのお考えをお伺いします。

最後に、ホ. 今後の定期的な調査の予定と事業の推進について。

先般、建設課より空き家バンクの運営状況をお聞きしました。平成27年度から令和5年3月末時点で登録物件は74件で、うち成約は、売買が29件、賃貸が14件、計43件の成約がなされました。このことは、一定の取組に対する評価と考えます。

一方、登録抹消が21件、現在の登録物件数は10件とのことでした。以上のことから、「輝く未来を奏でるまち」を進める中で、定期的な空家の調査の実施のお考えと、移住者の増加を進める上で、空家対策への取組は不可欠と考えますが、町の考えをお伺いします。

以上の質問について答弁をお願いいたします。

**住民環境課長（山下君）** 2の空家の現状と今後についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イの現在の空家の状況及び件数についてでございますが、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、国は空家等に関する施策の基本方針を定めました。

これを受け、町では平成28年10月に坂城町空家等対策協議会を設置し、平成29年3月に坂城町空家等対策計画を策定いたしました。

町では、空家等への対策を進めるため、「坂城町特定空家等判断基準マニュアル」を作成し、平成29年12月に空家等実態調査を実施し、253件を空家等と判定したところでありますが、調査後5年が経過し、現状に変化がうかがえることから、令和3年2月に再度実態調査を実施したところであります。

調査方法につきましては、行政協力員である区長の皆様に協力を依頼し、平成29年に実施した際の空家リストに基づき、リストにある空家等を再確認するとともに、新たな空家についての情報提供もお願いいたしました。

その後、行政協力員の皆様の情報を基に、町職員が現地を訪れ、外観から倒壊の危険性や壁・屋根などの破損、草木の繁茂、ごみの放置等の状況を確認し、倒壊等の危険性、衛生上の有害、景観を損なっている、防犯面などで放置が不適切の4項目によりチェックを行いました。

該当となった空家等につきましては、適切な管理がされていない空家等と判断し、その中でもチェック項目が多く、状態がよくないものについては、建築士による専門的な調査を実施したところであります。

その結果といたしましては、平成28年度の調査では253件あった空家等が、入居や建て替え、更地になったなどで205件に減少した一方で、新たに104件の空家等を把握いたしましたところであります。

また、今回空家と判定した309件のうち、適切な管理がされている空家等と判定されたのは202件、適切な管理がされていない空家等と判定されたのは107件でありました。

次に、ロの空家に関する住民からの苦情についてお答えいたします。

空家に関する苦情としましては、近隣の方から寄せられるものが多く、草木の繁茂や強風によるトタンなどの飛散、害虫等の営巣などが主なものとなっております。特に草木の繁茂は、適正な管理がされていない空家等から隣接地に越境するため、空家に関する苦情の中で最も多い案件であるところであります。

空家であっても所有者や管理者が適切な管理を行っていただく必要がございますので、寄せられた苦情や意見に対しましては、職員が現地の状況を確認した上で、所有者や管理者に改善の依頼をする文書をお送りし、対応をうながしているところであります。

次に、ハ、空家の状況の分類についてお答えいたします。

当町では、空家等対策協議会において、「坂城町特定空家等判断基準マニュアル」を作成しているところであります。その中では、空家等について、状態に応じた空家等、準特定空家等、特定空家等の三つの区分を設けております。

区分の判定方法ですが、外観等を調査する1次調査を経て、適切な管理がされていない空家

等と判定した空家等については、建築物の破損や樹木・草木の繁茂、敷地内のごみの放置について2次調査を実施しております。

この2次調査において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の4分類から判定いたします。

4分類にそれぞれゼロを最優良とし、100%を上限といたしました判定基準を設け、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態は50%以上、その他3項目につきましては70%以上を該当するとし、どれか一つでも該当する場合は特定空家等と判定されます。特定空家等に該当しなくても、このままの状態では放置すれば特定空家等に移行する可能性の高いものを準特定空家等、それ以外を空家等と区分されます。

この区分に照らした町内の件数につきましては、令和3年度の調査以降の状況を反映した令和4年度末における空家等の件数298件のうち、適切な管理がされていない空家等が105件、そのうち特定空家等が3件、準特定空家等が3件に分類されているところであります。

次に、二. 空家対策についてお答えします。

適切な管理がされていない空家等が生じる要因の一つとしましては、所有者が死亡したことに伴い、管理する方が不在となることが考えられるところであります。

特に対策が必要である特定空家等につきましても、同様の要因が考えられることから、相続人の方を特定し、該当する方に適切な管理をしていただくようご通知を申し上げているところであります。その一方で、相続放棄等により相続人が存在せず、適正な管理をお願いする先がない場合もあり、関係課とも連携する中で、情報共有に努めているところであります。

そうした中におきましては、空家等の放置や相続登記をせずに世代を重ねることのリスクを知っていただくとともに、問題意識や利活用意識の高揚により適切な管理が促進されること、マイナスのイメージを抱きがちな空家は、利活用によってはプラスの財産になることを知っていただき、空家等の流通促進や将来の空家発生の抑制を図ることを目的として、長野県空家等対策支援専門家派遣事業を活用し、空き家対策住民啓発講座・相談会を昨年引き続き今年度も開催する予定であります。また、7月及び8月には、司法書士を講師に迎え、空家にするもののリスクなどを知っていただくセミナーを開催する予定であります。

このほかにも空家の利活用をテーマとした個別相談会を開催し、宅地建物取引士、建築士、町空き家バンク担当者が相談をお受けするほか、賃貸や売却を希望する空家所有者の方には、町ホームページ等を活用し、空家の利用を希望する方へ情報提供を行う空き家バンク制度や、町内にある空家の利活用の活性化を目的として、空き家バンクの登録物件を対象に、住宅内に

ある家財道具等の片付けや住宅の改修工事に対して補助を行う制度を設けているところであり  
ます。

空家の解消は、短期間で解決するものではありませんので、今後におきましても、今申し上げ  
ましたような様々な対策を継続してまいりたいと考えております。

次に、ホの今後の定期的な調査の予定と事業の推進についてでございますが、空家は、その  
まま放置されることにより、老朽化し危険な状態となるほか、害獣がすみついたり、町の景観  
を悪化させるといった安全や衛生・景観の面などにおいて様々な問題をもたらすことが懸念さ  
れるところであります。

こうした事態を防ぐべく、行政協力員の皆様にご協力いただく中で定期的に調査を実施し、  
早期に空家の状態を把握するとともに、適切な空家管理をしていただくよう、随時、所有者や  
管理者とも調整してまいりたいと考えております。

また、空家の解消といった点においては、空家の利活用も有効な手段の一つと考える中では、  
空き家バンクを通じた町内外への情報発信を引き続き行っていくとともに、町内への移住定住  
の促進につなげるため実施している移住体験ハウスへの利活用などについても検討してまいり  
たいと考えております。

**6番（宮入君）** ただいまは、丁寧なるご答弁をいただきました。昨日の一般質問において、朝  
倉議員から移住定住人口の増加に対しまして、商工農林課長より方向性が示されましたが、今  
後の空家対策につきましては、各自治体の取組方等をご検討いただき、坂城町においてもさら  
なる官民の連携強化と専従部門の必要性を思いながら、これにて私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時35分～再開 午後 1時45分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、7番 中村忠靖君の質問を許します。

**7番（中村君）** 昨日は、私の不調のためにご迷惑をかけまして、まずおわび申し上げます。た  
だいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行いたいと思  
います。

初めに、このたびの坂城町議会議員選挙では、多くの町民の皆様からのご支援によりまして  
初当選させていただくことができました。この場をお借りして御礼申し上げます。選挙中訴え  
てまいりました施策実現に向け、町民の皆様と誠実に向き合い、お一人お一人の声、思いを町  
政にお届けできるよう取り組んでまいります。

それでは、質問に入ります。

#### 1. 災害時のペット同行避難について

大規模な災害時には多くの被災者が長期にわたり避難生活を送ることになります。この中に

は犬や猫などのペットを飼養する被災者もいれば、ペットを飼養しない被災者もおります。いずれも同じ被災者として共に災害を乗り越えられるよう支援が必要です。

このため、環境省では自治体が地域の状況に応じた独自の災害対策マニュアルや、動物救護の体制を検討する際の参考となるように、飼い主の責任によるペット同行避難を基本に置いた災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを平成25年6月策定し、自治体に配布いたしました。

しかし、平成28年4月に発生した熊本地震では、避難所でのペット受入れやペットの一時預かりをはじめ、広域な支援体制や支援の在り方などの面で数多くの課題が指摘され、その後さらなる改定も行われてまいりました。

本ガイドラインは、主に自治体を利用することを想定して策定したのですが、加えてそのほかの主体が人とペットの災害対策を行う際にも参考となることを意識して作成されております。また、将来的に生じると考えられる様々な災害にも対応できるように、災害対策上での基本的な考え方や対応姿勢を記載してあります。

なお、飼い主がペットと避難行動を共にすることを想定しておりますが、その実施にあたっては、飼い主及び災害対策従事者の安全の確保を前提としております。

では、なぜ同行避難が必要なのか。災害時には何よりも人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難することは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要であります。

また、平成12年の三宅島噴火被害や平成23年の東日本大震災では、放浪状態のまま放置された野良犬化した犬が住民に危害をもたらすおそれや、不妊処置や去勢がされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物に影響を与えるなどのおそれが生じたため、被災地に人員を派遣して保護や繁殖活動制限措置を取らなければならない事態となりました。こうした事後の問題を軽減するためにも、災害時のペットとの同行避難を推進することは必要と考えます。

しかし、当然のこととして、飼い主とペットが安全に避難するには、飼い主自身の安全の確保が大前提となります。飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等が飼い主の支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、ペット飼養者だけでなく被災者全体が安心して完全に避難するためにも重要であると考えます。

そこでまず、イ．災害時のペット同行避難の状況について3点お聞きします。

1、過去に町民から災害時における事前の具体的な対応・対策についての相談・要望はあったでしょうか。

2、直近2019年の台風19号による千曲川豪雨災害時、当町ではペット同行避難があったでしょうか。あった場合、そのときの対応策はどのようにされたでしょうか。

3、ペット同行避難についての周知、情報提供はされてきたでしょうか。

以上、3点についてお聞きします。

次の口のほうに行きます。ペット同行避難の施設についてお聞きします。

長野市では、災害時設営される避難所でペットの受入れをしますが、原則屋内にペットの持込みは禁止されており、風雨をしのげる場所にペット専用のスペースが確保されます。松本市では、県内で初めて災害時に飼い主とペットを一緒に受け入れる専用の避難所、屋内運動場、広さ3千平方メートルを新たに指定しました。

さて、当町では、坂城町地域防災計画の中で風水害対策編の第3章、災害応急対策計画の32節、飼養動物の保護対策（3）の中で、「ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。」とあります。そこで、当町の中核避難所では、ペット同行避難の際にどのような避難をお考えでしょうか。

以上について回答をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま、中村議員さんから、1番目の質問としまして災害時のペット同行避難について、イとロとご質問をいただきました。私からは、イの災害時のペット同行避難の状況についてのうち、避難に対する相談や要望に関するご質問と、2019年の東日本台風災害におけるペット同行避難の対応についてお答えし、その他につきましては担当課長から答弁いたします。

災害時におけるペット等の動物への対応につきましては、坂城町地域防災計画、風水害対策編の第3章、災害応急対策計画において、飼養動物、この飼養動物というのは飼われている動物全部が含まれておりまして、ペットのみならず牛や馬まで全部含まれるんですけれども、この飼養動物の保護対策が示されており、「災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。」と明記しているところであり、飼養動物に含まれるペットに関しましては、町が実施する対策として、「ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。」としているところでもあります。

また、環境省では、平成30年3月に災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを公表しており、ガイドラインには、自治体等が行う動物救護活動の必要性だけでなく、ペットとの同行避難を進めるための飼い主の役割や行うべき対策などについても記載されております。

その中の飼い主が行うべき対策については、避難を要する災害が発生し、飼い主がペットと同行避難することを原則とした場合、個々の飼い主がまず果たすべき責任として、平常時から

災害に備えたペット用の備蓄品の確保や、同行避難するためにケージやキャリーバッグに慣れさせておくなどの必要なしつけや健康管理を行うことなどが例として記されているところがあります。

過去に、町民から災害時における事前の具体的な対応・対策について相談・要望があったかのご質問であります。町では、毎年8月に実施している町の総合防災訓練において、住民参加型の避難訓練を実施し、中核避難所となる学校体育館などを利用し、避難所開設を体験していただいているところでもあります。

また、各区や自主防災会からの依頼により、各地区の公民館などに出向いて防災や避難行動について出前講座を開講しているところでもあります。こうした折に、参加された皆様と意見交換させていただいている中では、ペットの避難に関するご相談やご要望といったものは、これまでのところはいただいている状況であります。

続きまして、令和元年東日本台風の際の、当町におけるペット同行避難に関するご質問にお答えいたします。

令和元年東日本台風は、令和元年10月12日から13日にかけて、長野県上空付近を通過し、当町におきましても、最大時間雨量14.5ミリ、最大瞬間風速31.8メートルを記録したところでもあります。

特に千曲川の増水により氾濫の危険性もあったことから、当町におきましても避難勧告を発令し、3小学校と文化センター、老人福祉センターの5か所を避難所として開設したところであり、各避難所には延べ225世帯665名の方が避難されたところでもあります。

その際のペットを同行しての避難に関しましては、文化センターに避難された2世帯が犬を同行されたと把握しているところであり、対応といたしましては、ケージに入れての避難でありましたことから、ほかの避難者の部屋とは別の部屋でお過ごしいただいたところでもあります。

今後の対応につきましては、専用のスペースが確保できない場合や、動物が苦手な方、アレルギーをお持ちの方への配慮なども考慮する必要から、ペット等を収容できない場合も想定されることであり、自家用車で避難していただいた上で、ペットとともに車の中で避難していただく車中避難についても、一時的な避難の一つとして有効であると考えているところでもあります。

町では、これまでに令和元年東日本台風時の被害や対応に関して検証を行ってきたところであり、ペットの同行避難につきましても、飼い主の責務と自治体の責務を踏まえた上で、より適切な避難場所の確保とその体制につきまして、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、伊の災害時のペット同行避難の状況についてのうち、ペット同行避難の周知及び情報提供に関するご質問と、口のペット同行避難の施設についてお答え

いたします。

ペット同行避難についての周知及び情報提供につきましては、町ホームページにおいて、「いざという時、災害からペットを守るために～」という項目で、長野県動物愛護センターのサイトの災害の備えに係る掲載ページをご覧いただけるようにするなど、周知を図っているところであります。また、普段からペットをケージに慣れさせることや、車中避難を想定して車に慣れさせることなどを飼い主の皆様へのお願いとして、「広報さかき」に掲載した経緯もございます。

いざ災害が起きて、避難する際に慌てず余裕を持って行動していただくためにも、今後におきましても、様々な機会を捉える中で周知を図るとともに情報提供してまいりたいと考えております。

次に、ペット同行避難の施設につきましては、ご質問にありましたとおり、長野市では、災害時に設営される避難所では原則ペットの持込みは禁止とされており、風雨をしのげる場所にてペット専用スペースを確保して対応したとお聞きしているところであります。

当町においては、現在、中核避難所として文化センター、各小中学校、保育園、坂城高校など10の避難所を指定しておりますが、ペット専用の施設につきましては、現在指定していないところでございます。

発災時、避難所を開設する状況になった際には、限られた中核避難所の中でより多くの住民の皆様へ避難していただかなければならず、ペットの苦手な方や動物アレルギーを持った方もいらっしゃる中で、一般の避難者と同じ空間にペットを避難させることは、ほかの避難者の健康管理や、避難所の適正な運営といった面からも難しいものと考えているところであります。

そうした中では、ペットについては、避難者のいらっしゃる場所とは別の屋内外で風雨をしのげるスペースを確保し、ペットの避難場所とすることや、先ほど町長からも申し上げましたが、車中避難していただくといった対応も想定しているところであります。

町の防災計画に基づき、町といたしましても避難所におけるペット専用スペースの確保に関して、あらかじめ把握する中で、適切な対応に努めてまいりたいと考えているところであり、今後、ホームページ等を通じて周知してまいりたいと考えております。

**7番（中村君）** ただいまは、町長様、担当課長様から回答いただきました。本当にありがとうございました。現状については理解できたと思います。

それで一つ、先ほどの質問の中で、周知、情報提供は、町のホームページを通じて情報を取っているということですが、一つですね、これは参考となるかあれなんですけれども、ほかの埼玉県の朝霞市というところで、ペットの災害手帳というものを出されたところがあるんですが、こういう具体的な対応もぜひ取っていただけないかなということ、ちょっとご紹介したいと思います。これは、各自ダウンロードできるような形で見られるものですから、ぜひ参

考にしていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。2点目は、带状疱疹ワクチンの費用助成についてです。

带状疱疹の症状は、体の片側の一部にぴりぴりとした痛みが現れ、その部分に水膨れを伴う赤い斑点が出現する病気です。水ぼうそうにかかると、治った後もそのウイルスが体の中に潜んでいて、免疫力が落ちたときに発症します。日本人の90%以上が带状疱疹になる可能性があり、80歳までに3人に1人が発症すると言われていています。

特に、50歳代から発症しやすくなるため、水ぼうそうにかかったことのある方の带状疱疹予防としてワクチン接種の効果が認められており、50歳以上の方は接種可能で、接種が推奨されております。

带状疱疹が頭部や顔面に出ると、目や耳の神経が障害され、目まい、耳鳴りなどの合併症、重症化すると視力低下や顔面神経痛など重い後遺症が残ることがあります。また、带状疱疹が治った後も長期に痛みが残ることがあり、带状疱疹後神経痛と言われており、50歳以上で带状疱疹になった場合、約2割がこの带状疱疹後神経痛になると言われております。

そのため、重症化、後遺症を防ぐためにワクチン接種が必要ですが、高額のためなかなか接種に踏み切れないのが実情です。このワクチン費用助成が少しでもあれば、積極的に接種ができます。

そこでまず、イとして带状疱疹ワクチンの費用助成について3点お聞きします。

1、原因となる水ぼうそう・带状疱疹ウイルスは、成人の9割以上が抗体を持っており、誰もが発症するリスクがあります。昨年の6月議会で吉川議員が質問しておりますが、その後の検討状況をお聞かせください。

2、带状疱疹ワクチンの種類、接種回数、予防効果、接種期間、副反応、料金及び長所・短所の違いについてお聞きします。

3、昨年8月の坂城町広報では、带状疱疹ワクチンの予防啓発記事の掲載がありました。継続して広報していく必要があると考えますが、町の考えについてお聞きします。

ロ、带状疱疹ワクチンの定期接種についてお聞きします。

带状疱疹ワクチンの定期接種については、第19回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会によれば、带状疱疹ワクチンによる疾病負荷は一定程度明らかになったものの、引き続き議論することとなったとあります。現時点での定期接種の町のお考えをお聞きします。

これで1回目の質問を終わります。

**保健センター所長（竹内さん）** 2. 带状疱疹ワクチンの費用助成についてのご質問に順次お答えいたします。

带状疱疹につきましても、水膨れを伴う発疹が帯状に出る皮膚の疾患で、子どもの頃にかかった水ぼうそうウイルスが再活性化し、免疫が低下した際に発症すると言われております。

50歳以降に多く発症し、80歳までに3人に1人がかかると言われ、治療が遅れた場合など、重症化すると治療後も長期間痛みが残る帯状疱疹後神経痛になる場合もあります。

帯状疱疹の初期症状とされる神経痛のような痛みや焼けるような痛みのほか、かゆみ、しびれなど帯状疱疹を疑う症状を感じた場合には、できるだけ早く医療機関を受診し、治療を開始することが重要である一方、帯状疱疹の予防には、食事や睡眠をしっかり取る、適度な運動をする、ストレスを減らすといったことにより免疫力を低下させないことが重要と言われております。

ご質問の帯状疱疹のワクチンにつきましては、50歳以上の方を対象として生ワクチンの弱毒生水痘ワクチンのビケンと、不活化ワクチンのシングリックスの2種類のワクチンが承認されております。

それぞれのワクチンの違いについて申し上げますと、まず、弱毒生水痘ワクチンのビケンは、病原体となるウイルスや細菌の毒性を弱めて病原性をなくした生ワクチンで、接種回数は1回、接種費用は8千円程度、発症予防効果は50%程度、5年程度の効果が持続するとされており、主な副反応は、5%以上の方に注射部位の発赤・かゆみ・腫れ・痛みなどが現れるとされております。また、化学療法やステロイド等の免疫を抑える治療をされている方や妊娠中の方は接種を受けることができません。

また、シングリックスは、病原体となるウイルスや細菌の感染する能力を失わせたものを原材料として作られる不活化ワクチンで、接種回数は2回、接種費用は1回につき2万円程度、発症予防効果は90%以上、10年程度の効果が持続し、主な副反応は10%以上の方に注射部位の疼痛、発赤、腫れ、吐き気、筋肉痛、発熱等が現れるとされております。

それぞれのワクチンの特徴として、二つのワクチンを比較いたしますと、弱毒生水痘ワクチンのビケンは、接種費用は安価ではありますが、発症予防効果が低く効果持続期間が短いこと、また、シングリックスは発症予防効果が高く効果持続期間は長いものの、接種費用が高いといった特徴が挙げられます。

帯状疱疹ワクチンの費用助成につきましては、昨年6月議会でも答弁いたしました。帯状疱疹のワクチン接種は平成28年から開始されたところであり、まだ期間が短く、現在もワクチンの有効性等について厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会において継続して審議事項とされているといったことから、現段階におきましては、町としましては今後の国の動向を注視して対応してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、ワクチンを接種しても帯状疱疹が発症しないということではなく、帯状疱疹の予防には、食事や睡眠をしっかり取る、適度な運動をする、ストレスを減らすといったことにより免疫力を低下させない生活を心がけていただくとともに、少しでも帯状疱疹を疑う症状が現れた場合には、速やかに医療機関を受診することで、重症化予防にもつながるもの

と考えております。

また、带状疱疹について、昨年の「広報さかき」8月号の保健センターだよりで掲載をしたところでございますが、今後も住民の皆様の健康増進に関するお知らせとして、带状疱疹だけでなく様々な内容についてお知らせをしていく予定であります。

続きまして、ロ．带状疱疹ワクチンの定期接種についてのご質問で、带状疱疹ワクチンの定期接種化に対する町の考えについてでございますが、現在、国において審議している事項でありますので、検討状況を注視し、町におきましては、带状疱疹ワクチンが定期接種となった場合には速やかに対応してまいりたいと考えているところでございます。

**7番（中村君）** ただいまは、所長さんよりご丁寧な説明をいただきました。

ここですすね、ちょっと実際に带状疱疹になったお二人の事例についてお聞きしておりますので、ご紹介したいと思います。

お一人目は町内に在住の70代の男性、Mさん。2020年に発症。発症当時、発疹が体の右腹部周辺にでき、皮膚科を受診。その後、腹部周辺の痛みが増してきて我慢できない状況となった。そこで長野市の病院を受診し、直ちにその痛みを抑えるために麻酔科で治療を受けたそうです。入院が1週間に及び、脊髄から痛み止めの注射をして点滴による治療を受けました。症状はとにかく発疹した箇所が触れることもできないくらい痛くて、我慢できない状態である。二つ目、その箇所に触れると痛いので、柔らかい繊維のものを着用した。できるだけそっとしておくことに徹したなどなど、今まで普通に生活できた日常とはかけ離れたものとなってしまい、完治したのは1年半後でした。

そして、もう1人のご紹介ですけれども、町内に住む70代の女性の方、2022年、昨年10月に発症しました。初めは町内で診察を受けましたが、はっきりした病名がわからず、その後、上田市の別の病院にて带状疱疹と判明。激しい痛みが続き、左半身の腹部から背中などに発疹ができました。痛みに対し硬膜外ブロック注射をしてもらったが、1週間に2回の注射を計12回、3か月ほど通院して治療してもらったそうです。一番つらかったのは、自分の手が患部に触っていないにもかかわらず、痛みを感じてしまうくらいになったこと。いつ完治するか不安で鬱状態にもなったこと、現在でも後遺症が残っている状況だそうです。

そこで、再度、带状疱疹にかかるのが怖くて、2回接種が必要で4万円と高額であるが、発症予防効果が高い不活化ワクチン、シングリックスの接種を行ったそうです。

以上、お聞きいただいたように、お二人とも日常生活はもちろん、その後のお仕事、社会活動等々に多くの影響が出たことはご理解いただけたのではないかと思います。

さて、今回、町内の主な医療施設3か所で、ここ1年間、带状疱疹ワクチンがどのくらい接種されているかの聞き取りも調査しました。ここ1年間で接種された带状疱疹ワクチンの患者数は、A医院で30名、B医院で20名、C医院で8名、合計58名という結果でした。もち

ろん、町以外での接種の方もいるかもしれませんが、高額であるため、このように少ない数値でありました。費用助成があれば多くの方々の接種が可能となります。

そこで再度お聞きします。費用助成をそろそろ前向きに検討いただきたいと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

**町長（山村君）** 先ほど保健センター所長から答えましたけれども、もうしばらく国の動向を見てから判断したいと思っております。引き続き検討していきたいと思っております。以上です。

**7番（中村君）** ありがとうございます。全国では、既に带状疱疹ワクチンの接種費用の一部負担をしている例がいくつか報告されています。例えば、栃木県真岡市では4月1日以降接種した50歳以上の市民に対して、生ワクチン上限4千円、不活化ワクチン1回当たり1万円。また、ほかにも愛知県亀山市、小牧市、埼玉県深谷市などなど助成されております。

我が長野県内での助成事例は松本市のみであります。生ワクチン3千円、不活化ワクチン1回6千円という状況であります。まだまだ取組事例が少ない状況であります。町民の生命を守る観点から、ぜひ带状疱疹ワクチンの費用助成の導入の検討をお願いしたいと思います。

最後に、今回の災害時のペット同行避難、そして带状疱疹ワクチンの費用助成ともに、当然のことではあります。当事者に寄り添った考えに立つことが重要です。また、近年の豪雨災害はいつどこで起こってもおかしくない状況になってきております。そのため、対策は重要度も増しており、早め早めの対応が望まれます。

そこで、坂城町がほかの市町村に先駆けて行動に移していくことが安全で安心な住みやすいまちづくりの一端につながるものと考えます。今後、当町の対策・対応の進展に期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（滝沢君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は19日午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時18分）

